

## 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和2年度第1回美里町個人情報保護審査会
- 2 開催日時 令和2年11月6日（金） 午前10時から午前10時30分まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室
- 4 会議に出席した者
  - （1）委員 千葉敬記会長、佐藤賢二委員、鈴木絢子委員
  - （2）事務局 総務課 佐々木課長、森係長、佐藤主事
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
  - （1）会長及び職務代理者の選出について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料  
個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理（概要）
- 9 会議の概要
  - （1）会長及び職務代理者の選出について  
会長は千葉委員、職務代理者は佐藤委員とする。
  - （2）その他  
国が進めている個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理について事務局から説明を行った。

【発言内容の記録】

(委嘱状の交付)

佐々木課長 開会に先立ち、委員に就任いただきました皆様に委嘱状を交付いたします。

お一人ずつお名前をお呼びしますので、その場に御起立願います。

(町長から委嘱状を1人ずつ交付)

佐々木課長 それでは、美里町個人情報保護審査会を開催させていただきます。まず初めに、相澤町長から御挨拶申し上げます。

相澤町長 皆様おはようございます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして感謝申し上げます。それでは、私から美里町個人情報保護審査会委員の委嘱に当たり、一言、御挨拶申し上げます。この頃、朝晩めっきり寒くなってきたなとそう感じております。全国的には新型コロナウイルス感染症の感染が一時期終息したのかなと思いましたがまた感染拡大となり、非常に憂慮しているところでございます。常日頃から皆様方には、美里町の行政運営につきまして、御理解と御協力をいただき、改めてこの場をお借りし感謝申し上げます。また、この度は、委嘱状を交付させていただきました。経験豊富な皆様に引き続き委員をお引き受けいただき、町としても大変心強く思っているところでございます。御存じのとおり、個人情報保護審査会は、個人情報の開示請求等に係る町民の権利救済を図るとともに、実施機関の個人情報の取扱いの適正化を図り、個人の権利利益を保護するという極めて重要な任務を担う機関でございます。御承知のとおり、マイナンバーをはじめとした個人情報の管理の重要性については、情報化の推進に伴い、日増しに高まってきております。個人情報の漏洩等がひとたび発生すれば、対象者に重大な被害が発生する可能性があるとともに、新聞等で報道され、町としての信頼も失うことになりかねません。町といたしましては、そういったことにならないよう、業務マニュアルの整理、システムのセキュリティ強化、人材育成等に取り組んでおります。万全を期しているところではありますが、諮問案件が発生した際は、皆様のお力添えをいただきたく、よろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

佐々木課長 ここからは審査会の議事となりますが、町長につきましては他の公務がありますので、退席させていただきます。

議事へ入る前に、初回の会議でありますことから、各委員から自己紹介をいただくところですが、情報公開審査会と同じ委員構成で、皆様ご存じのことと思いますので、割愛させていただきます。次に事務局の職員も引き続き同じ職員での対応となりますが、新たに今年の4月から新規採用で担当となりました佐藤でございます。

それでは次第の3番目、議事に入ります。会長の選出を行う必要がございますが、選出までの間、私が仮議長を務めさせていただき、会議を進行して参ります。

なお、審査請求に係る審査会の会議については、非公開となりますが、それ以外の案件については、情報公開条例で規定する附属機関の会議の公開の原則に立ち返り、公開することとなります。本日の会議では審査請求の案件を扱いませんので、会議は公開することとなりますので、よろしく申し上げます。

佐々木課長 議事の1番目、会長及び職務代理者の選出です。

会長の選出については、美里町個人情報保護条例第48条に規定されており、第1項には、互選によって会長を選出することが規定されております。また、会長は、会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。

お諮りいたします。互選とありますが、どのような方法で選出いたしますか。自薦、他薦はございませんでしょうか。

佐藤委員 推薦です。今まで長年やられておられる千葉委員さんにそのままお願いするのが良いと思います。

鈴木委員 よろしいと思います。

佐々木課長 佐藤委員、鈴木委員の方から千葉委員に会長をお願いしたいという意見がありました。千葉委員いかがでしょうか。

千葉委員 皆さんがよろしければお引き受けさせていただきます。

佐々木課長 それでは、千葉委員に会長就任をお願いすることといたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木課長 会長が選出されたことから、私の議長はここまでとなります。この後の議事につきましては、千葉会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉会長 改めて、皆さんこんにちは。引き続き会長にご指名いただきましたので大変僭越ながら務めさせていただきます。皆様方から忌憚のない御意見をいただきながらより良い調査、審議を進めて参りたいと思っておりますので御協力よろしくお願いいたします。

千葉会長 それでは、はじめに会長の職務代理者ですが、会長が指名するということでしたので、私から指名させていただきます。

これも情報公開審査会と同じように佐藤委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

佐藤委員 はい。お引き受けさせていただきます。

鈴木委員 よろしく申し上げます。

千葉会長      それでは、議事を進めて参りますが、ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出します。会議録署名委員については、佐藤委員さんと鈴木委員さんをお願いします。会議録書記については、事務局職員ということでよろしくお願いたします。本日の議事は以上となりますが皆さんの方から何かございますか。

森係長      情報提供という形になるのですが、国の方で個人情報保護制度の見直しが進められておりました、そのことについて私の方から御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

千葉会長      はい。お願いします。

森係長      資料は、あらかじめお配りしております。国で作成したものになります。また、参考までに本町の個人情報保護条例をお配りしております。この個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理（概要）というものなのですが、国の内閣官房の方で進められている中身になります。

1 ページの1 番にあります、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法という3本の法律がありまして、それぞれ対象が違うのですが、この3本の法律を統合して1本化しようという内容になります。2 ページ目に図がありますが、まず現行の方をご覧ください。先程お話ししましたとおり、行政機関個人情報保護法では国の行政機関、独立行政法人等個人情報保護法が独立行政法人等、個人情報保護法では民間事業者というように、3つの縦割りになっております。ここには地方公共団体が全く出てきていないのですが地方公共団体につきましてはそれぞれの条例で法とほとんど同じ内容が定められている状況になっております。ですので、自治体を加えればここが4本の柱になっているという状況です。2 ページ目の下の米印のところなんですけれども、あまり地方公共団体のことについては触れられていないのですが、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方については、今後、地方公共団体の意見を十分聞きながら有識者検討会において具体的な検討を行うという方向性が示されております。

次に、この3本の法律の具体的な中身について、本町に影響がある部分をピックアップして御説明いたします。まず6 ページをお開きください。個人情報の定義の統一ということでございまして、3本の法律の個人情報の定義というものがまず、そもそもずれているという状況がございまして。現行法の規律ですが、民間事業者の個人情報保護法の個人情報は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む、という内容なんですけど行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法の個人情報の方ですと容易にという文言が抜けております。ですので、行政機関の方がより個人情報の範囲が広いという内容になっております。ちなみに、本町の条例ではこの行政機関の方に寄せた、容易という文言がないものとなっ

ております。こういったところがずれているので統合しましょうというのが一つの中身です。

それから、本町の条例で言いますと死者の個人情報も保護の対象となっております。自治体の多くは死者の個人情報まで含めて保護しているのですが、国ではそこが入っていないという状況になっております。

次に、7ページをお開きください。匿名加工情報と非識別加工情報という用語がそれぞれ定義されております。内容はほぼ同じなのですが、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法でそれぞれ違う名称で使われています。どういう中身かと言いますと、個人情報のデータベースの中の個人を特定できる名前などを除いて、統計情報とはまた違うんですけれども、色々マーケティングなどに使えるような情報に加工したものを言います。これについては、国の方でどんどん企業などに出していき、経済の方で使っていきましょうという方針で進めているものになります。7ページの2の③ですけれども、匿名加工情報の提供は以下の場合に限り可能となっておりますが、これは今も国の方でやっているんですけれども、まず企業に公募をかけます。こういう情報を使いたい方はいらっしゃいませんか、と。企業の方でこういったことに情報を使いたいと提案があれば国の方で個人を特定できないように個人情報を加工して出しているという仕組みになっております。自治体でもこれを実施してくださいという通知が来ているのですが、やはりなかなかリスクが高いというのと、需要が本当にあるのかどうか、それから、技術的な面で加工するというスキルが基礎自治体にはなかなか難しいということから本町では導入していないという状況になっております。

次に、11ページをお開きください。先程申し上げました3つの法律を整理し、一元化してこういう形にしましょうという内容のものになっております。町の条例につきましては、国の行政機関等と概ね同じ内容になっております。○がついております、保有制限、正確性確保、利用、提供制限などは本町でも既に規定がある内容でございます。個人情報ファイル簿については、本町では個人情報取扱事務登録簿となっております。若干違うんですけれども実施しております。開示請求制度ももちろんございます。最後に、先程申し上げました匿名加工情報の作成、提供は国の方では○となっておりますが、本町ではまだ実施していない状況となっております。

それでは次に、9ページをお開きください。地方公共団体の個人情報保護制度の今後の進め方というところなんですけれども、基本的な考え方の一点目としてここにありまして、個人情報の取扱いについては平成15年の国の法制化に先立ち、大多数の都道府県及び市区町村において条例が制定され、各地方公共団体における実務が積み重ねられているということで、国よりも地方公

共団体の方が先に条例を制定したという状況になっております。ですので、必ずしも法律と内容が完全一致しているわけではないという状況です。先程申し上げましたとおり、死者の個人情報の取扱いですとか匿名加工のところも実施するかしないかは自治体の判断次第ということになっております。ですので、ばらつきが多少あるという状況になっております。基本的な部分は国の法改正に準拠して改正はしているんですけど、やはり法改正を追いかけて条例を改正するので遅れてしまうこともあるのかなというところがございます。

次に2点目なんですけれども、ここで書かれているのは太字のところなんですけど、先程申し上げましたデータの利活用の円滑化の取組を加速しなければならないということで、やはり国としては匿名加工情報、ビッグデータをどんどん出していきましょうという方針がここで示されております。自治体がなかなか自分たちの条例でそれに踏み切らないので、国として大きくここで進めていこうという姿勢があるのかなと思っております。

そういったこともあり3点目なんですけど、地方公共団体も含めた我が国全体で統合的な個人情報保護制度の確立に向けて検討を行うといった方針になっております。まだ現時点では有識者の検討会議の中でもまれている状況になっているのですが、この件に関して国から照会も来ております。資料は1枚ものの紙になります。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査ということで、国での全体的な検討のために自治体に意向調査が来ているという状況です。条例の詳しい内容ですとか、これをこうしたら支障がありますか、という内容の調査で、これに対して回答を出すという内容になっております。この資料の検討の方向性ということでかなり具体的に記載されております。1点目は、新たに全ての地方公共団体に適用される個人情報保護制度に関する法律を制定する、というような方針が示されております。今ではそれぞれの条例で定めているものを法律一本でカバーをしようというような動きなのかなと思っております。そうしますと、今の条例が不要になるという可能性も考えられます。

その下のメリットなんですけれども、個人情報保護とデータ流通の両立のために、全ての地方公共団体に共通して求められる制度を的確に設けることができるということ。それから2点目としては、大規模災害や感染症対策など、個人情報の取扱いに関して全国的に統一した運用が求められる事案に対応するためというようなメリットがあると示されております。

今後のスケジュール的なところなんですけれども、また横向きの資料の1ページ目に戻っていただきまして、2の部分です。この法改正、3本の法の統合関係なんですけれども、来年の通常国会に改正法案を提出する前提となっております。この資料が出されたのが8月なので、その後あまり動きがないようなので

本当にそのとおりになるかまだ分からないんですけども、今後このようなことが予想される、国の方で進めているという中身になります。私の方からの説明としては以上になります。

佐々木課長 状況によってはですね、この国の法律の改正が動き出しますと町の保護条例の関係も見直しが仮に発生すればですね、この審議会の中でもその辺についてまた再度、御意見等もいただく形になっていくのかなと思っております。ご存じのとおり、今は国の方でもデジタル化、電子申請等でかなり動きが激しくなっているようですので、それらもこの部分に絡んでくるのかなというところですね、今回は情報提供というところでお話させていただきました。

鈴木委員 すみません。町が持っているビッグデータは例えば何が想定されているんですか。

森係長 例えばですけども、国保の医療費のこととか、どれくらいの年齢の人がいくらぐらい医療費を払っているのか、などの情報が該当するかと思われる。

鈴木委員 今、年齢別とかは多分もう統計があるんですけど、そういうのを更に超えて、もっと精緻化してデータをとるということなんですかね。

森係長 そうですね。統計情報より更に具体化になっているものというイメージなのかなとは思いますが。

鈴木委員 そうすると結構リスクがありますね。

森係長 そうですね。実際、例えばエクセル表の名前のところだけ消しても、それを復元できるような技術が考えられますし、なかなか技術的にどこまでできるのか、専門家でもないのではちょっと難しいのかなというところはあります。

鈴木委員 そうですね。統計より更に具体的というか、もっと細くなるというのは微妙というか、リスクもあるし怖いなと思います。

森係長 国で法により制度化して、努力義務で自治体でも同じようにやってくださいという通知が来ているんですけども、実際に大きい政令指定都市とかはあるかもしれませんが、小さい町レベルでやっているのは全国でも数えるぐらいしかないという状態です。

鈴木委員 使い道があるかというところが微妙ですよ。狭すぎるとそれはそれで特定性があるということになりますし。

千葉会長 良いんじゃないですか。求められる前に町として作って、それを提供できるようにするっていうのは。

森係長 事業者からの提案に応じて提供する形にはなります。

千葉会長 求めがあったときのみということですかね。

森係長　　そうですね。使い道を示してこういった形で活用したいという提案があ  
って、それに対してこれならば、という形で出していくということですね。

佐藤委員　　現実にはあまりないんでしょう。美里町に対するそういう提案は。

森係長　　そうですね。ちょっと違うのかもしれないんですけども、地図の会社  
さんから、固定資産の関係で問合せが来たりというのは最近多いですかね。  
また、研究者の方から健康診断関係の情報を求められるというのはありま  
す。

佐々木課長　　どちらかという今話があったとおり、健康診断とかですね、ああいう結果  
のデータを使いたいという所が全国的にも多分あるのかなと思います。あとは  
企業さんなんかでも今、健康志向の部分でそういうデータを活用できないか  
というのがあるのだと思います。

千葉会長　　なかなかリスクも伴うし、難しいですね。

森係長　　そうですね。

千葉会長　　健康の関係だと東北大学の医学部なんかでは、個人に郵送して色々なデ  
ータを集めてますよね。直接どの程度集めているのかは分からないですけ  
れど。

佐々木課長　　多分そういうところで、一括して情報提供ができないかという部分なの  
かなとは思うんですけども。

千葉会長　　ほかに何かございますか。事務局はよろしいですか。

佐々木課長　　はい。

千葉会長　　何もなければ、本日の会議はこれで終了したいと思います。  
大変ご苦労様でした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年 / 月 / 4日

委員 鈴木 絢子

委員 佐藤 賢二